認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名 特定非営利活動法人Pista 実績判定期間 令和4年4月1日~令和6年3月31日						
	ス入金額のうちに寄附金等収入金額の占める)1 (20%)以上であること。	割合が実績判定期	間(下記注意	事項参照)におい	ヶク 欄	
				実績判定期間		
経 常」	収入金額 (③の金額)			2, 474, 912 円]	
総収	入 金 額		⑦	2, 578, 912 円	7	
国の	補助金等の金額(②欄に金額の記載がある場合は、	3	0円	1		
委託	の対価としての収入で国等から支払われるものの会	金額	(7)	0円		
撑	等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方4 場合の負担金額	共団体が負担すること	:とされて 🖼	0円		
除資産	の売却収入で臨時的なものの金額		3	0円		
	により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額(・・原則用) ①欄の「()」)	こ相当する金額(付表 1	(相対値)	0円		
	者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同 1 千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原即		その合計	0円		
寄附 E欄	者の氏名 (法人の名称) 等が明らかでない寄附金額)	到(付表1(相対値基準	原則用)の	104,000円		
休眠	預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原	原則用)①欄)	⑦	0円		
差引金額	(Ø-Ø-Ø-B-Ø-Ø-Ø)		(3)	2, 474, 912 円	□ (1)	
寄附	金 等 収 入 金 額 (⑦ の 金 額)]		1,830,400円]	
受入寄附	金総額(付表1(相対値基準・原則用)④欄)		(2, 304, 000 円	1	
一者	当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基	基準・原則用) ①欄)	②	369, 600 円		
1工	者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、 が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原		でその合図	0円		
金 額 E欄	者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額)	(付表1(相対値基準・	原則用) 也	104,000円		
休眠	預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原	原則用)①欄)	0	0円		
差引金額	i (⊕−♡−⊗−⊕−♡)		Ø	1,830,400円		
会費収入	. (多欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれ	いか少ない金額)	チ	0円		
国の補助	金等の金額(⑦欄の金額を限度とする。)		2	0円		
合計金額	(Ø+ - Ø+②)		9	1,830,400円	⇒ ②	
基準とな	る割合 (②÷①)		3	73. 95%] ^	

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度 のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- 例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください(第2表以下についても同様です。)。
- ・ ③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人Pista	実績判定期間	令和4年4月1日~令和6年3月31日
-----	----------------	--------	--------------------

1 基準限度額の計算

受		入		寄		附		金		総		額	A	2,304,000 円
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	®	0円
	単限度 頁の総												©	230,400 円
	基限度 頁の総												(D)	1,152,000 円

2 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

Ī	Aのうち寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)		
	③のうち寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金の額	E	104,000 円

3 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

	寄附金の合計額が 20 万円 以上の役員の氏名				① 寄附金額	①欄と@ 法人、記 動法人に	② ②(特定公益増進 忍定特定非営利活 こついては⑩)欄 いか少ない金額	(1) O	③)うち基準限度超過 (①-②)
該当なし				() 円	() 円	() 円
				(······)) 円	()	()
				()	(<u>円</u>)	(円)
				(円)	(円)	(円)
				((円)	(円)
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	円	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			 円
				,	<i>,</i> 円		, 円		, 円
				() 	() 円_	() 円
				() 円	() 円	() 円
役員等からの寄 のものの合計額	序附金の額が 20 万 頁	可以上	F	(0円	(0円	() 0 円
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特定公益增進法定特定非営利活		G		1,137,000 円		1,137,000 円		0円
寄附金の額が 1千円以上の ものの合計額	⑥欄以外の者		$^{\oplus}$	(1,063,000 円	() 693,400 円	() 369,600 円
同一の者から未満のものの	の寄附金の額が 合計額	1千円	(I)	() 0 円				
休眠預金等交	付金関係助成金		J		0円				
合 計 (F)+G+H+I)	+①)		<u>(K)</u>				(L)	()
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					2,200,000 円				369,600 円

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2(相対値基準用)

法人名 特定非営利活動法人 Pist	実績判定期間	令和4年4月1日~令和6年3月31日
--------------------	--------	--------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要 があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
	社員の会費の額が合理的な基準に	定款附則6において、正会員の年会費を1万円と規定。	(はい)・いいえ
1	より定められている	た	140
	社員(役員等を除く。)の数が20人	社員名簿に 10 名登載(うち役員 3名、役員親族	けいいう
	以上である	2名)(令和6年3月31日現在)	

※ イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を 行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額・・・・	[1)	円
共益的活動の割合(第2表③欄)・・・・	[2	%
① から控除する金額 (①×②) · · · ·	[3	н
差 引 金 額(①-③) ••••		4	Р
	L		11

第1表(相対値基準・原則用) 受欄又は、 第1表(相対値基準・小規模法人用)②欄へ

(注意事項)

社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人Pista		チェック欄
2 実績	判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が5	0%未満であること	~
交流、 の等 ロ 会 るもの 注意 ハ 特別	員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資施除く。) 員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定ののを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活事項 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づくまたの著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査をの者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める	産の譲渡等のうち対価を得ないで行れ 地域に居住し又は事務所その他これら 動(会員等に対する資産の譲渡等を除 地域をいいます。 で研究、情報提供その他の活動	かれるも
		実績判定期間	
	すべての事業活動に係る金額等	① (指標) 1,659,095 円	
(Dのうちイ〜ニの活動に係る金額等	② 0円	
	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの 等を除く。)に係る金額等	0円	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等で ある活動に係る金額等	⑤ 0円	
ī	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	© 0円	
,	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	① 0円	
ž	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e 0円	
	合 計 (@+b+c+d+e)	①円	□ 2\
Ż	基準となる割合 (②÷①)	③ 0%	

(注意事項

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人Pista チェック 欄

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- •

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

·						
	項目		最も人数が	割合	最も人数が多い「特定の法	割合
		役員数	多い「親族		人の役員又は使用人であ	
		仅只奴	等」のグルー	(②÷	る者及びこれらの者の親	(4÷1)
			プの人数	1)	族等」のグループの人数	(4.1)
区	分	1	2	3	4	(5)
(a)	令和4年4月1日~令和5年					
a	3月31日	4人	0人	0%	0 人	0%
(b)	令和5年4月1日~令和6年					
U	3月31日	4人	0人	0%	0人	0%
©	年 月 日~ 年 月 日	人	人	%	人	%
@	年 月 日~ 年 月 日	人	人	%	人	%
e	年月日~年月日	人	人	%	人	%
(f)	年 月 日~ 年 月 日	人	人	%	人	%
申	請時	4人	0人	0%	0 人	0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	<u>a</u>	(b)	©	@	e	£	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等							
定款第29条第1項に「各正会員の表決	はい	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい
権は、平等なるものとする。」と規定。	V · V · /_	V · V · Z	V · V · /_	V · V · Z	V . V . Z	V .V .Z	V · V · X

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時において も記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した 事項について、改めて記載する必要はありません。

/\

項	目	<u>a</u>	(b)	©	@	e	(f)	申請時
会計について公認会計 を受けている	士又は監査法人の監査	はいいえ	はいいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はいいえ
帳簿書類の備付け、取引 保存を青色申告法人に		はいいえ	はいいえ) はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はいいえ

趣 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項	目	<u>a</u>	(b)	©	@	e	(f)	申請時
費途が明らかでないる の記載がある等の不過	区出がある、帳簿に虚偽 適正な経理の有無	有無	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有(無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	24 E	沙 尭 東 巧
項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事	
	業年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例	には証する書類の内容を文言のとおりに記載し
	えば、「定款(又は会則)第○条に『各正会員の表決権	ます。
	は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の
	なお、「@」から「①」については、イに記載する各期	監査を受けている」の <u>「はい」に「○」した</u>
	間(「②」から「①」)を示したものです。	場合には監査証明書を添付してください。
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿
		書類の保存を青色申告法人に準じて行ってい
		る」の <u>「はい」に「〇」した場合には、第3</u>
		表付表 2 「帳簿組織の状況」を記載し添付し
		<u>てください。</u>
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「⑧」から「①」については、イに記載する各期	
	間(「②」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人Pista	(a)	(b)	©	@	e	(f)	申請時
役 員 数	4人	4人	人	人	人	人	4人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	0人	0人	人	人	人	人	0人

役員の内訳													
									就(壬 等	0	状	况
氏	名	住	所	職名	続柄等	(a)	(b)	©	@	e	(f)	申請時	就任・退任 年月日
恩田	泰光			理事		0	0					0	2016 年 11 月 15 日就任
古川	和人			理事		0	0						2016 年 11 月 15 日就任 2024年6月30 日退任
前林	徹			理事		0	0					0	2018年9月30日就任
八木	哲			理事								0	2024 年 7 月 1 日就任
飯塚 -	一博			監事		0	0					0	2018年9月30 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名		特定非営利活動法人Pista							
伝 票	又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間					
総勘定元帳	idi	会計ソフト(弥生会計)使用ルーズリーフ	月1回	7年					
仕訳日記帳		会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	月1回	7年					

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

法人名 特定非営利活動法人Pista	4 市業	江手に用してかに担じて甘油に強人していてこし	
	法人名	特定非営利活動法人Pista	チェック欄

- 1 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法 人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う 者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1															
	項 目		(a)	(b		©	(d)	(e	(Ð	申	請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 教化育成する活動	有	· (無)	有	(#)	有	• 無	有	• 無	有	• 無	有	• 無	有	· (#)
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 反対する活動	有	·(<u>#</u>)	有	·	有	• 無	有	• 無	有	• 無	有	• 無	有	· (#)
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反 対する活動	有	·(#)	有	÷	有	• 無	有	• 無	有	• 無	有	• 無	有	·

口 申請時 (a) (b) (C) (d) (e) (f) 項 目 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対 有(無) 有(無) 有(無 有・無 有・無 有・無 有・無 する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供 与の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 有(無) 有(無) 有 (無 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 有・無 有・無 有・無 有・無 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有(無) 有 (無) 有(無 有・無 有・無 有・無 有•無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 有(無) 有(無) 有(無) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有•無 有・無 有•無 有・無 有無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありま せん。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(初葉)

ハ__

項目		実績判定期間
事業費の総額	1	1,659,095 円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	1,659,095 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

注・「ハ」について、事業費以外の 指標により計算を行う場合に は、使用した指標及び単位を 記載してください。

使用した指標	単位

 算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

=

実績判定期間		項目
2,304,000円	1	受入寄附金総額
1,659,095 円	2	受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額
72.00%	3	受入寄附金の充当割合 (②÷①)

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金 額
	円

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時 には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

去人名	特定非営利活動法人P i	st	a

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出の日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏	名	職名	法人との関係	報酬・給与の	支給期間等	支給金額
17.	71	400 石	(注2)	区 分	人 和 朔 间 守	文 和 並 領
なし						
•	•					

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 令和4年4月1日~令和6年8月27日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
								C)人														0円

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

特定非営利活動法人Pista

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 (注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (<u>実績判</u>定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	貸付資産の内容	貸 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(O)	が次か 担任	(施設の利用等を含む。)	
(.3)	位於()/定(共	「肺段の利用寺を古り。」	

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2	役員の選任その他当法人	、の財産の運用及び事業の運営に関する事項
_		(♥/ド)性♥/)壁川及りず未♥/)壁台(に因り)をずる

(該当する事項がある	場合にその内容を具体的	に記載してください。)
該当なし		

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住	所	等	支占	出年	月	日	支	出	金	額	寄	附	Ø	目	的	等
なし											円						
											円						
											円						
											円						
											円						
											円						
				·							円						·

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人 P i s t a

チェック欄

- 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること
- ~
- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意 れをその事務所において閲覧させることに同意する。 する しない ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人 以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 1 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら の者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法 人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄 附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

認定基準等チェック表 (第6表)

 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること
 ナェック欄

 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

 (a)
 (b)
 (c)
 (d)
 (e)
 (f)

 (有)・無
 有・無
 有・無
 有・無
 有・無
 有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

<u>a</u>	(b)		©			@			e			(f)			申請時				
有・無	/	有	•		有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	(#)

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

 8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること
 チェック欄

 事業年度
 4月1日~3月31日
 設立年月日
 平成28年11月15日

	欠格事由チェック表		
法人名	特定非営利活動法人Pista		チェック欄
人は認定	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	針る法	V
イ 認 た場 例認	限定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特別合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過 個以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日	活動法人	又は当該特 の
ハ 特 しく 罰金	にま営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違いに処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 日間の構成員等 (注2)	反したこ	とにより、
3 定款 4 国税 定、特 に関係 5 国税	で又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 で又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 他又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を 他制設定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証 他制造所県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と 他に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 のいずれかに該当する法人	明書「そ	の4」並 <u>ひ</u>
イ暴	はいずれがに該当する法人 計力団 計力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無	有·	無
П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有•	無
/\	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	無
=	暴力団の構成員等の有無	有	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はいし	いいえ)
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい(いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・(いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・(いいえ)
6	次のいずれかに該当する法人		
イ ロ	暴力団 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい ・ (いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人Pista
-----	----------------

事 業 名 居場所作り事業	具体的な事業内容 こどもの孤食を減らすため、こども食堂を開催する。	実施予定 年 月 毎月1回 (第1金 曜日)		従事者の 予定人数 毎回 50 名	受益対象者の 範囲及び予定 人 数 子供と両親 毎回 50 名	寄附金充当 予 定 額 500,000円
居場所作り事業	こどもの孤食を減らすため、こども食堂を開催する。	毎月1回 (第2水 曜日)		毎回 30	子供と両親 毎回50名	800,000円
居場所作り事業	こどもの孤食を減らすため、こども食堂を開催する。	年 4 回 (不定)	キャロ ットタ ワー生 活工房	毎回 100	子供と両親 毎回 100 名	800,000円